

那須塩原市農業委員会

第35回総会議事録

令和2年5月25日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和2年5月25日(月) 午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：12名

会長	15	君島 良一	委員	13	人見 二三夫
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	14	大田原 重夫
委員	4	三本木 直人	〃	17	稲垣 政一
〃	5	藤田 利男	〃	20	石崎 清
〃	6	辻野 京子			
〃	9	伊藤 順久			
〃	10	金田 廣衛			
〃	11	藤田 一郎			

4. 欠席委員：8名（1番 松本 忠太委員、2番 島田 晴子委員、7番 竹村 文祥委員、8番 益子 丈弘委員、
12番 渡邊 透委員、16番 大根田昇委員、18番 木村 孝子委員、19番 室井 孝美委員）

5. 議事録署名人の指名：9番 伊藤 順久 委員、10番 金田 廣衛委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更（耕作目的取得）申請について
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主査	印東 恵
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端 政則
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第35回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、松本忠太委員、島田晴子委員、竹村文祥委員、益子丈弘委員、渡邊透委員、大根田昇委員、木村孝子委員、室井孝美委員です。これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのものです。
在任委員20名、出席委員は12名、過半数となりますので総会が成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することをご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号9番 伊藤順久委員、議席番号10番 金田廣衛委員を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更（耕作目的取得）申請について」を議題といたします。

番号1番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第1号、番号1番について、報告します。

この申請は、議案第2号番号1番の許可申請と関連するものです。

申請人は、平成7年12月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、新たな事業計画により、農地として耕作をするための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北北西へ約750メートルに位置しています。

変更の理由は、当初計画人は、申請地に一般住宅を建てる予定でしたが、建築計画の見直しにより遂行できず、転用を断念したところ、新たな承継人により耕作のために利用したい旨の申し出があったため、申請に至りました。

現地を確認した結果、許可の取消しを行っても旧所有者により農地として効率的な利用がされないこと、承継人が経営計画に従って耕作の事業に効率的に利用することが確実であると認められることなどから、この計画変更は、やむを得ないと判断しました。番号1番の申請は、変更相当として、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更を承認することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子委員 議案第2号、番号1番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。申請地は、那須塩原市立西小学校より北北西へ約750メートルに位置しています。譲受人は、トラクター2、防除機3、バックホー3を所有し、自作地は田が約1町9反、畑3反のほか、借地で1町5反の田、畑4反を耕作しており農作業歴46年間であり、経営状況は順調でないかと思われます。申請地の耕作予定は、現地拠点から、約27キロメートル、車で37分離れておりますが、宅地も宿泊などに利用していき、水利権についても那須疎水との話もついており承されています。調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

番号2番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員

議案第2号、番号2番について、報告します。農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立関谷小学校から北東へ約500メートルに位置しています。別段の面積10アールの設定区域内の農地となります。

譲受人の経営状況は、畑2、217平方メートルに白菜、大根、ネギ等の野菜を作付し道の駅等に出しております。農機具はトラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台等です。

申請地の耕作は、野菜を作付け予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第3号、番号1番について報告します。

牛舎と堆肥発酵施設を建築するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、5月14日、午前11時頃に行いました。

申請地は転用に先立ち、農振法上の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので立地基準上問題ありません。本申請に先立ち、すでに申請地を利用しているため、今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請に至った経緯は、申請人は昭和26年当時より現在の土地において農業を営んでおり、現在まで酪農経営における酪農施設を次々と建設して現在の状況となっております。今後、この事業のために行おうとしている新規施設建設の予定はありませんが、高齢となったため後継者に事業継承したく、今回の農地法許可申請となりました。

事業計画は、申請地に牛舎一棟と堆肥発酵施設一棟を建築する内容です。上水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。汚水は敷地内処理施設にて処理します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に番号2番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第3号、番号2番について報告します。

既存敷地を拡張するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約600メートルに位置しています。

現地調査は5月20日午前9時頃に申請人宅で申請人より行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での住宅敷地の拡張となる計画ですので、不許可の例外に該当し、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請人は自宅を建築した当時より申請地に合併浄化槽が設置するなど宅地として利用していましたが、農地であることが判明したため本申請に至ったものです。今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

事業計画は申請地に既存住宅敷地を拡張する内容です。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎清 委員 番号1番と2番ですが、自己資金ゼロ、借入資金ゼロという内容で議案書に書いてありますが、申請の段階でこの内容で事務局は受け付けたという対応でよろしいですね。

事務局 1番と2番ですが、始末書を添付し、すでにできているもの、すでに使用しているものについて追認する申請でありますので、今回の申請の段階では資金はかからないということでゼロになっています。

石崎清 委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 番号1番及び2番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員 議案第4号、番号1番について報告します。

賃借により、太陽光発電事業を行うための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、旧金沢小学校から南へ約1.1キロメートルに位置しています。

現地調査は5月17日午前10時頃行いました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、貸人は現在、小山市に住んでおり、自宅は誰も住んでおらず土地の有効活用がされていないため今回太陽光発電の事業をするための申請です。

事業計画は申請地にソーラーパネル360枚を設置し、太陽光発電事業を行う内容です。

年間発電量は95,846キロワットアワー、売電価格は18円を見込んでいます。

給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲をフェンスで囲み土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 議案第4号、番号2番について報告します。

賃借により、太陽光発電事業を行うための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地の位置、申請地の立地状況、申請に至った経緯、事業計画については先ほどの1番の申請と同じです。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。
番号3番について、藤田利男委員の報告を求めます。

藤田利男 委員 議案第4号、番号3番について報告します。
賃借により、太陽光発電事業を行うための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地の位置、現地調査、申請地の立地状況、申請に至った経緯、事業計画については番号1番と同じであります。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号3番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。
番号4番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員 議案第4号、番号4番について報告します。
使用貸借により一般住宅を建築するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北へ約2キロメートルに位置しています。
現地調査は5月13日の午前11時30分頃に行いました。
申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請人は現在社宅に住んでおり、子供が来年小学校に入学し、現在の社宅では手狭なため新築計画をし、農地のため今回の申請に至りました。
事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。ブロック塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号4番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。
番号5番及び6番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第4号、番号5番について報告します。
使用貸借により牛舎を建築するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は那須塩原市立西小学校より南へ1キロメートルに位置しています。
現地調査は5月20日午後3時頃に行いました。

申請地は転用に先立ち、農振法上の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、現在の牛舎が築30年以上経過していることと、後継者が就農したことから規模拡大を図りたいとのことです。

事業計画は、申請地に牛舎を建築する内容となっています。糞尿は既存堆肥舎にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号6番について報告します。

売買により宅地分譲するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地はJR西那須野駅より西へ1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は5月15日午前10時頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は主要道路に近く宅地化も進んでいることから確実に事業が行えると判断し今回の申請となりました。

事業計画は、申請地に17区画の宅地を分譲する内容となっています。上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透処理施設にて処理します。

既存のブロック塀や新設の擁壁等により土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

大田原重夫 委員 後継者ができたとの説明をお伺いしたのですが、議案書を見ると後継者が理事長との解釈になると思うのですが、これで良いのでしょうか。

事務局 この申請は、補助事業の畜産担い手育成総合整備事業を使って実施するもので、事業主体が県農業振興公社となり、国50%・県10%の補助を受け、補助残は公社が負担して施工し、完了後に事業参加者へ譲渡するという内容になっています。そのためこの申請の時点では、事業主体である県の農業振興公社が譲受人ということになっています。

大田原重夫 委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 その他、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、許可することに決しました。

次に番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、許可することに決しました。

番号7番について、稲垣政一委員の報告を求めます。

稲垣政一 委員 議案第4号、番号7番について報告します。

売買により一般住宅を建築するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那珂川河畔公園から南西へ約400メートルに位置しています。

現地調査は、5月14日、午後1時20分頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、子供の成長に伴い現在の住まいが手狭となったため、本件の申請となりました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、稲垣政一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、許可することに決しました。

番号8番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員 議案第4号、番号8番について報告します。

売買により宅地分譲するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地はJR那須塩原駅より北へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は5月24日午前10時頃行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種住居地域及び第2種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は区画整理事業が行われており小中学校や商業施設も近く、住宅需要の高い地域であると判断し、申請に至りました。

事業計画は、申請地に6区画の宅地を分譲する内容となっています。上下水道は市の施設を利用し、雨水は区画整理地内の側溝に放流します。コンクリートブロック及び擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、三本木直人委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、許可することに決しました。

番号9番について、藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員

議案第4号、番号9番について報告します。

使用貸借により一般住宅を建築するための申請です。申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約600メートルに位置しています。

現地調査は5月20日、午前9時頃に行いました。

申請地は、周辺農地の広がりが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、借人は現在妻及び子供2人で、実家に両親と同居しているが、子供の成長に伴い家も手狭になったため、また将来親の介護も考え実家隣に自宅建築を計画し今回の申請に至りました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田一郎委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については、許可することに決しました。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

大田原重夫 委員

議案第5号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は那須塩原市立青木小学校より南東へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は、5月14日、午前11時頃に行いました。

願い出地の現況は、農業用施設用地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、空中写真が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員として非農地証明願いは証明相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、証明することに決しました。

番号2番について、金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第5号、番号2番について報告します。
非農地証明の願い出です。願い出の内容は議案書記載のとおりです。
願出地はJR西那須野駅より西へ1.2キロメートルに位置しています。
現地調査は、5月15日、午前10時15分頃に行いました。
願出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、
家屋評価証明書が添付されています。証拠書類と現地を確認した結果、願出地を農地に復元
することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
以上のことから、地元調査員としては非農地証明願を証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、金田廣衛委員の報告は、証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号2番については、証明することに決しました。
次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の
協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員
会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。
議案書8ページから13ページが「利用権設定関係」の案件で22件、合計面積は196,6
34平方メートルとなります。この内、12ページからの6件、60,573平方メートルが
中間管理事業の対象となります。続いて14ページが「所有権移転関係」の案件で6件、面積
は92,912平方メートルとなります。
調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、
全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問
題は無いと思われま。

議長 説明が終わりました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議案第6号は、原案のとおり決定しました。
慎重審議いただきありがとうございました。
これもちまして、那須塩原市農業委員会第35回総会を閉会いたします。